



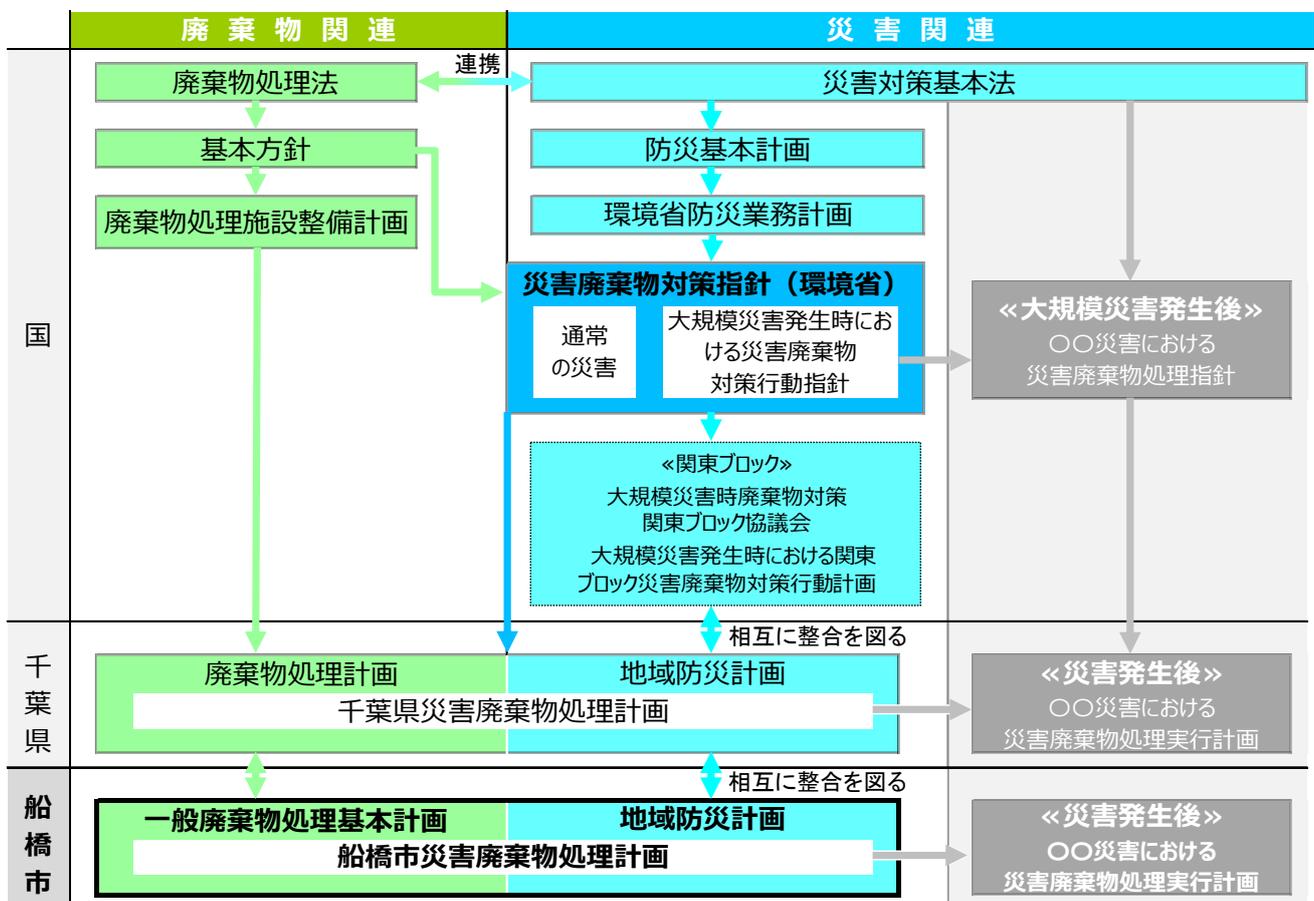
# 船橋市 災害廃棄物処理計画（概要版）

## 1. 計画策定の背景・目的

本計画は、東日本大震災以降の熊本地震、九州北部豪雨、西日本豪雨など各地で発生した想定を超える自然災害や本市における令和元年の台風15号、台風19号の暴風雨による家屋等の損壊等の被害の教訓を踏まえ、マグニチュード7.3の首都直下地震を想定し、「船橋市地域防災計画」を補完するとともに「災害廃棄物対策指針(改訂版)(平成30年3月)」及び「千葉県災害廃棄物処理計画(平成30年3月)」に基づき、市民の生活環境保全と地域の早期復旧・復興のため災害廃棄物を迅速かつ適正に処理することを目的に策定する。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、国の災害廃棄物対策指針及び千葉県災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物処理について本市の基本的な考え方、処理方法等を示すものです。



## 3. 想定災害及び災害廃棄物の発生量

本計画では、平成29・30年度船橋市防災アセスメント調査（地震被害想定）報告書に基づき、対象とする災害を「千葉県北西部直下地震マグニチュード7.3（想定ケース冬18時、風速8m/s）」とし、市全体では災害廃棄物発生量は最大約313万tと想定している。

表1 廃棄物量の推計結果（千葉県北西部直下地震 冬18時8m/s）

（単位：t）

項目	可燃物	不燃	コンクリートがら	金属	柱角材	合計
廃棄物量	201,200	1,106,100	1,647,100	100,100	75,200	<b>3,129,800</b>

※出典：平成29・30年度船橋市防災アセスメント調査報告書（地震被害想定）

## 4. 対象とする災害廃棄物

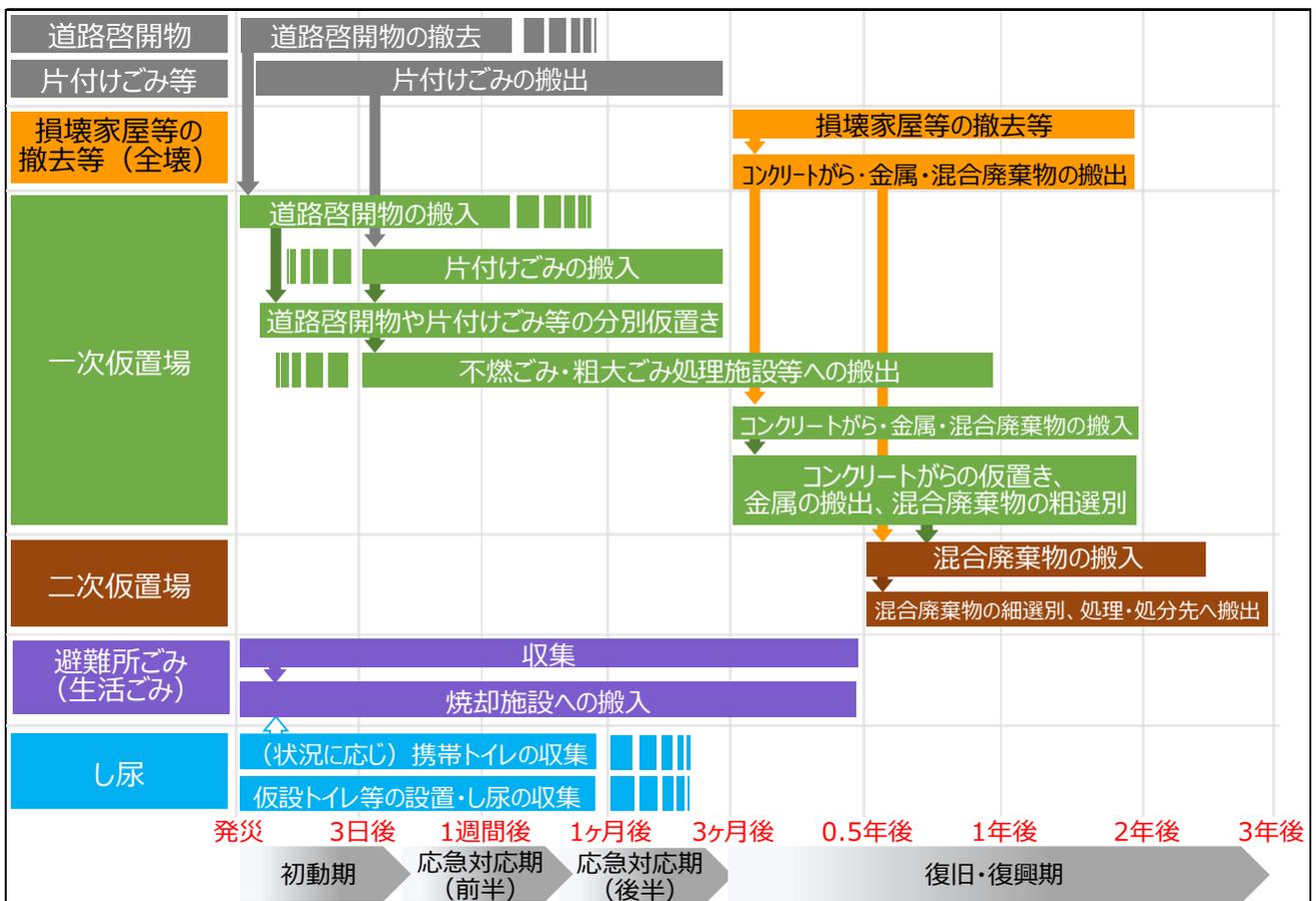
対象とする災害廃棄物は、地震等の自然災害より発生する廃棄物で、損壊家屋等から排出される家財道具（以下、「片付けごみ」という。）や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（避難所ごみ、し尿等）を対象とする。

区分	種類
災害廃棄物	可燃物、可燃系混合物、不燃物、不燃系混合物、木くず、畳・布団、コンクリートがら等、金属くず、家電、小型家電・その他家電、腐敗性廃棄物、適正処理困難物 等
生活ごみ、避難所ごみ、し尿	家庭や避難所から排出されるごみ及び仮設トイレ等からのくみ取りし尿

## 5. 災害廃棄物の処理方針

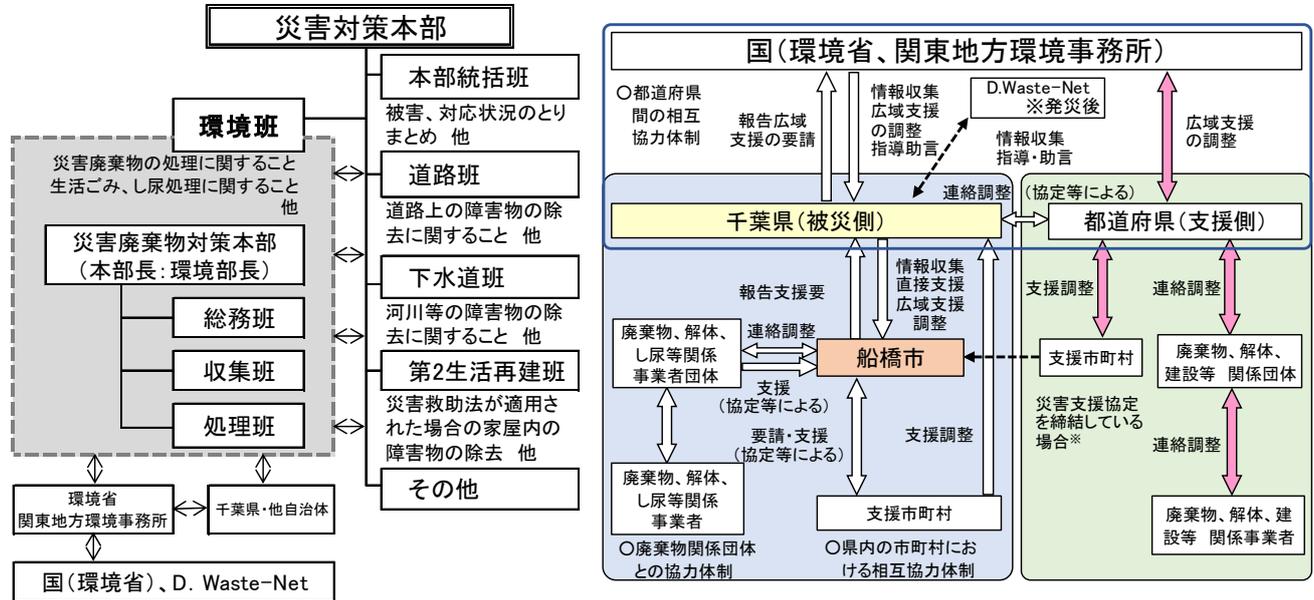
方針 1 <b>衛生的かつ迅速な処理</b>	生活環境の保全のため、可能な限り短期間での処理を目指し、3 年以内での処理を目標とし、生活ごみやし尿は防疫のため、最重要事項として対応する。
方針 2 <b>環境に配慮した処理</b>	十分に環境に配慮し災害廃棄物の処理を行い、アスベスト飛散防止対策、野焼きの防止、有害物質の流出に万全を期して対応する。
方針 3 <b>計画的な処理</b>	自区域処理の仮置場や処理施設において効率的に処理する。自区域処理が困難な場合には国、県、他市町村および民間事業者等による支援協力等により対応する。
方針 4 <b>安全作業の確保</b>	廃棄物処理業務は、危険物の混入、有害物質の流出など、通常業務と異なることが想定されるため、作業の安全性の確保に配慮し対応する。
方針 5 <b>資源化の推進</b>	災害廃棄物を復興資材等に活用し、損壊家屋等の撤去時等から徹底した廃棄物の分別を実施し、災害時においても減量・資源化を推進する。

## 6. 災害廃棄物の処理工程・スケジュール



## 7. 災害廃棄物対策に関する組織、指揮命令系統

県や県内市町村との相互応援によっても処理しきれない災害廃棄物が発生する場合を想定し、適正かつ円滑・迅速に処理できるよう、より広域的な処理体制を構築しておくことが重要であり、平時より連携、調整を推進する。



## 8. 規模別災害廃棄物処理対応

災害規模	施設稼動日数	災害廃棄物処理概要
小規模災害	260 日/年	災害廃棄物の主体は、一部損壊した家屋の屋根、壁等の建築資材や枝木等を想定する。自己搬入又は市の収集により、市内の廃棄物処理施設で処理を行う。市で処理が困難な災害廃棄物は、民間事業者処理を委託する。
中規模災害	280 日/年	避難所ごみとし尿の収集及び処理及び片づけごみの他、建物解体由来のごみを想定し、一次仮置場で受け入れる。必要に応じて広域処理を行う。
大規模災害	300 日/年	災害廃棄物の主体は建物解体由来のごみであり、発生量が多い。避難所ごみとし尿の収集と併せて処理を実施する。片づけごみは、市民仮置場からの収集を含め一次仮置場で粗選別した後、二次仮置場で破碎選別等を行い、県・国への支援を要請し広域処理を検討する。

## 9. 仮置場の開設

被災地域で発生した災害廃棄物は、被災状況に応じて地域の仮置場で仮置きした後、一次仮置場に搬入し、廃棄物の種類ごとに直接搬出または二次仮置場で破碎選別処理した後に受け入れ先へ搬出する。

呼称	定義	備考
市民仮置場	市民の生活環境確保のため、必要に応じて地域に開設する片づけごみの集積場所。	一次仮置場への搬出が完了するまで運用する。
一次仮置場	処理前に、仮置場等にある災害廃棄物を一定期間、分別・保管しておく場所。	処理施設又は二次仮置場への搬出が完了するまで運用する。
二次仮置場	一次仮置場での分別が不十分な場合等に、一時的な保管及び中間処理（破碎・選別・焼却）を行う場所。	単独市町村での設置が困難な場合、複数市町村共有の仮置場を設置する。

